第42回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和６年２月８日

○太田議長　皆さん、こんにちは。ただいまから第42回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日、川崎構成員におかれましては、所用のため御欠席で、野坂構成員と前田構成員におかれましては、ウェブ会議システムを通じての参加となっております。

本専門委員等会議の構成員ですけれども、関係府省庁の構成員につきましては、前回の会議のときから一部変更となってございます。そこで、本日初めて専門委員等会議に参加される構成員の方々から御挨拶を賜りたいと思います。

まず、警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　警察庁の犯罪被害者等施策担当審議官の江口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○太田議長　続きまして、内閣府からお願いいたします。

○内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長　内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長の田中と申します。本日は構成員の大臣官房審議官（男女共同参画局担当）、小八木の代理で参りました。よろしくお願いいたします。

○太田議長　総務省からお願いいたします。

○総務省大臣官房総括審議官　総務省の大臣官房の総括審議官、藤野でございます。よろしくお願いします。

○太田議長　文科省、よろしくお願いします。

○文部科学省大臣官房総括審議官　文部科学省の大臣官房総括審議官、豊岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○太田議長　厚労省からお願いいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官　厚生労働省政策統括官付参事官をしております安藤と申します。本日は政策統括官である鹿沼が公務により参加できませんので、私が代理出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○太田議長　国交省、よろしくお願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長　国土交通省総合政策局次長の岩城と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○太田議長　どうもありがとうございました。

それでは、議題に入る前に本日の会議の議事及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）　事務局でございます。お手元の議事次第を御覧ください。本日の会議の議題は、「犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれ

た取組の進捗状況」及び「第４次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況」になります。

配付資料の説明をさせていただきます。資料１は、議題１に関するもので、「犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれた取組の進捗状況」をまとめた資料になります。５項目の取組について、それぞれ、令和５年12月までの実施結果、今後の予定等をまとめております。

続いて、資料２は、議題２に関するもので、「第４次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況」をまとめた資料となります。具体的施策について、それぞれ、第４次基本計画当初の令和３年４月から令和５年12月までの実施結果、令和６年１月から第４次基本計画の終期となる令和８年３月までの予定等をまとめております。

資料３から資料10は、議題１、２に関する各府省庁の説明資料となります。

参考資料についても御説明いたします。参考資料１は、令和５年版の犯罪被害者白書です。参考資料２は、構成員の名簿となります。参考資料３は、推進会議決定の項目５「犯罪被害者等のための制度の拡充等」に関する資料でございまして、詳しくは後ほど御説明いたしますが、関係省庁に発出いただいた通知を警察庁でまとめて地方公共団体に連絡した際の通知になります。

事務局からは以上でございます。

○太田議長　ありがとうございました。

それでは、議題に入ってまいりたいと思います。第４次犯罪被害者等基本計画は令和３年３月30日に閣議決定され、その計画期間は令和３年度から令和７年度までの５年間となっておりまして、本年度は３年目ということになります。また、令和５年６月６日に犯罪被害者等施策推進会議が開催されまして、今後進めるべき５項目の取組として、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、これも取組が進められているところでございます。

本日は、議題の１、２、すなわち、第４次基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況と推進会議決定に基づく取組の進捗状況について、まとめて議論を行いたいと考えております。また、有識者構成員から事前に質問・意見を頂戴しておりますところ、進行としましては、最初に関係府省庁から御報告をいただいて、その上で有識者構成員の皆様から質問をお受けするとともに、御意見を頂戴したいと思います。関係府省庁からの報告に関しましては、有識者構成員から事前にいただいた質問・意見のうち、説明への盛り込みをお願いしている事項がございます。その点も含めて報告をお願いしたいと思います。

それでは、関係府省庁からの報告について、まず警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　警察庁でございます。それでは、資料３を活用いたしまして、推進会議決定に基づく取組及び第４次基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について御説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、１ページ、「国における司令塔機能の強化」についてで

ございます。犯罪被害者等施策の推進に当たりましては、様々な分野にわたる取組を関係府省庁が緊密に連携・協力して進めていく必要があるところ、昨年９月26日の閣議決定によりまして、10月１日から国家公安委員会が施策の推進に関する企画、立案、総合調整を行い、警察庁がその補佐を行うこととされました。また、同じく10月１日付で警察庁長官官房に「犯罪被害者等施策推進課」を新設し、体制を増強したところでございます。さらに、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議のほか、その下にワーキンググループを設置・開催し、推進会議決定に基づく取組及び基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について、よりきめ細かに点検・検証・評価を行っているところでございます。

２ページを御覧ください。「犯罪被害者給付制度の抜本的強化に関する検討」につきましては、現在も有識者検討会において議論を続けていただいているところでございます。現行制度の性格を前提とした見直しと、制度の性格と共に検討する事柄に分けまして、議論をしていただいているところでございます。現行制度の性格を前提とした見直しに関しましては、まずは早期に見直しができる内容について措置できるよう、先日、有識者検討会においてその骨子を御了承いただいたところでございます。幼いお子さんを亡くされた御両親が受け取る給付額が低いなどの指摘があるところ、遺族給付金の支給最低額を一律に増額することや遺族に生じる影響を踏まえて増額することなどを内容とするものでございます。ローマ数字のⅠ、Ⅱによりまして、遺族給付金の最低額は1,000万円を超える水準になるものと想定をしているところでございます。この内容につきましては、来年度のできる限り早い時期に改正の制度が施行できるよう必要な作業を進めてまいります。

３ページを御覧ください。この検討会では、もう一つ、さらに、経済的支援の在り方について検討しておりますけれども、こちらにつきましては、被害の回復が図られることが重要であり、民事訴訟における損害賠償額を基準にするべきではないか、損害賠償額を国が支給することとする場合の根拠や財源をどう考えるかなど、犯罪被害給付制度に必ずしもとらわれることなく、国の責任や制度趣旨、財源等、幅広く御議論をいただいているところでございます。本検討会につきましては、本年５月中までの取りまとめに向けまして、引き続き御議論をいただくこととしているところでございます。

４ページを御覧ください。「仮給付制度の運用改善」でございます。仮給付制度の運用改善につきましては、各都道府県警察に対しまして通達を発出し、全ての事案について、継続的に仮給付の検討を行うこと等の指示をしているところでございます。本通達発出前後の５か月間で比較いたしますと、11件から20件に増加をしており、更なる推進を図ってまいる所存でございます。

続きまして、５ページ、「地方公共団体における犯罪被害者等支援の推進」につきまして、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議を昨年５月に開催し、テーマに基づく意見交換、見舞金制度導入等の事例発表を行っていただきました。メールマガジンにつきましては、毎月、地方公共団体等に発信し、先進的な取組事例等の有益な情報提供をいたしております。６ページでございますけれども、総合的推進事業につきましては、

地方公共団体における支援体制の更なる底上げと多機関・地域間連携の促進等を推進するため、今年度は５県で研修会等を開催いたしました。施策講演会につきましては、関係府省庁や地方公共団体等の職員を対象に毎年度開催しており、今年度は３月に御遺族を招へいして開催する予定でございます。

７ページの一覧表につきましては、昨年４月現在の地方公共団体における条例制定、見舞金制度導入の状況を取りまとめたものでございます。

続きまして、８ページ、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」につきましては、現在、有識者検討会を開催し、いわゆるワンストップサービスの構築に向けて検討を行っているところでございます。検討会におきましては、体制の構築に関する論点、支援の内容に関する論点、推進方策に関する論点、これら大きく３つの論点について、地方自治体の実情を踏まえながら議論を重ねていただいているところでございます。構成員からは、「複数機関の間の連携に当たっては全体をコーディネートする調整役を置くことが必要ではないか」、「地方における支援を充実させるためには、都道府県がよりリーダーシップを発揮すべきではないか」などの様々な御意見をいただいております。

また、事前に正木構成員から御質問いただいた総合的対応窓口に関する議論の状況につきましては、「総合的対応窓口は認知度が低く、その機能を十分に発揮できていないと思料され、今後、機能の充実・活性化等が求められる。具体的には、被害者が相談・問合せを行った際、その置かれている状況やニーズを把握して適切な支援を積極的に提供していくことが望ましい」との御意見をいただいているところでございます。

本検討会につきましても、本年５月中の取りまとめに向けまして、引き続き御議論をいただく予定でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。各種社会保障・社会福祉等制度に関しまして、関係省庁から制度を担当する地方公共団体等に対しまして、犯罪被害者等も利用し得ることなどを明記した通知を発出いただきました。通知の詳細につきましては、この後、各省庁から説明をいただきますけれども、警察庁において、これら通知をまとめて、地方公共団体の総合的対応窓口に周知したところでございます。具体的な資料としては、参考資料３でお配りしているものでございます。関係省庁においては、通知発出後も様々な機会を通じて再周知を行っていただいており、引き続き、関係省庁と連携をして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、11ページ、「犯罪被害類型別等調査」でございます。今年度、関係府省庁等との連携・協力の下、調査を実施いたしまして、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の実態、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等、犯罪被害者等が置かれている状況等について調査をしております。現在、結果の分析中であり、取りまとめ結果につきましては、第４次基本計画に盛り込まれた施策の更なる推進や、今後の各府省庁におけます施策の企画・立案にも活用いただくことを想定しているところでございます。

最後になりますけれども、12ページでございます。「犯罪被害者等施策の広報啓発活動」についてですが、今年度は、タレントの井上咲楽さんを起用したメッセージ動画を制作し、ＳＮＳ広告等を活用した広報活動を重点的に実施したところでございます。また、地方大会、中央イベントのほか、各地方公共団体においても、様々な広報啓発活動が実施されました。さらに、今年度、支援に関わる人が被害者やその御家族・御遺族と接する際に配慮すべきポイント等を10分程度にまとめた動画を作成し、職能団体のほか、地方公共団体等の関係機関へ幅広く周知したところでございます。

警察庁からの説明は以上となります。引き続き、関係府省と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○太田議長　ありがとうございました。質問や御意見等あるかもしれませんけども、一通り関係府省庁から御説明いただきまして、その後、皆様からいただいた事前質問についてお答えいただき、その後で更に個別に御質問いただくということにしたいと思います。

続きまして、内閣府からよろしくお願いいたします。

○内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長　資料４を御覧ください。内閣府から関係施策の実施状況について御報告いたします。

内閣府男女共同参画局では、性暴力や配偶者からの暴力等の暴力対策を推進してございまして、１ページにございます第５次男女共同参画基本計画や第４次犯罪被害者等基本計画等に基づき、被害者支援等の施策を実施しているところであります。

２ページを御覧ください。今年度、ＤＶ対策に関しましては、昨年６月でありますけれども、配偶者暴力防止法の改正を行いまして、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象になるよう、対象を拡大する等の保護命令制度の拡充を行うこと、それから、被害の発生から生活の再建に至るまで切れ目ない支援を行うための多機関連携といたしまして、法定協議会を設けるなどの改正を行ったところであります。

本年４月に改正法が施行になりますけれども、関係省庁の皆様にも御協力いただきまして、基本方針等の整備、Ｑ＆Ａ等の作成、その次の３ページ、４ページにございます改正法のポイントを示したパンフレットを作成いたしまして、改正内容についての周知に努めているところであります。４月１日の改正法施行に向けて準備をしているところであります。

おめくりいただきまして、５ページであります。性犯罪・性暴力の対策につきましては、昨年３月、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を関係府省庁と取りまとめをいたしました。同方針に基づきまして、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組、被害者支援の充実を図っているところであります。

内閣府としてでありますけれども、次の６ページにございます、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金によりまして、都道府県等の民間シェルター等の先進的な取組を促進するための事業について支援をしているところであります。この中で、対象経費のところ、

①から④までございますけれども、来年度におきましては、④加害者プログラムの実施等に要する経費についてもこの交付金の中に盛り込んだところであります。加害者プログラムにつきましては、昨年５月、プログラムを実施する上での留意事項を取りまとめまして、地方公共団体に配付をいたしました。また、同年９月の改正ＤＶ法に基づきます基本方針におきましても、被害者支援の観点から、先ほど申し上げました留意事項も活用しまして、加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましいという方針を示しているところであります。

続いて、１枚おめくりいただきまして、７ページであります。性犯罪・性暴力対策につきましても、各都道府県等で設置運営をしています、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営等を支援するため、交付金の交付を来年度におきましても予定しているところであります。特に、男性やこども・若者の性被害に関して相談支援を充実させていく必要があると考えておりまして、各地域における対応能力の向上を図るため、全国のワンストップ支援センターの相談員等の関係者に対しまして、国が実施した男性・男児の被害者への臨時相談窓口を実施した知見等も共有しながら、都道府県の取組を支援してまいりたいと考えております。この交付金の中におきましても、対象経費の①のところでありますけれども、こども・若者・男性被害者への支援に要する経費というものを新たに盛り込んでおるところであります。

引き続き、関係府省庁と連携して、配偶者暴力、それから性犯罪・性暴力の対策を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○太田議長　ありがとうございました。それでは、続きまして、こども家庭庁からお願いいたします。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）　こども家庭庁の支援局の審議官を拝命しております野村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日議題となっております２点、推進会議決定に盛り込まれた取組の進捗状況、それと基本計画の進捗状況ということで、大きく２つの点についてこども家庭庁の取組状況を御報告いたします。

御案内のとおり、こども家庭庁は、昨年の４月、つまり本年度の頭から新規に発足をしたわけでございますけれども、まず、推進会議決定に盛り込まれた点についてでございます。先ほど警察庁さんのほうから御説明がありましたように、参考資料３の６番の資料でございますけれども、犯罪被害者に配慮した取扱いを社会保障分野でもということで、対象となり得る事柄等について通知をしていくことというふうなことが決められたところでございます。こども家庭庁が何を所管するかといいますと、児童扶養手当、ひとり親家庭でお子さんを養育しておられる方に対する手当、福祉の手当でございますけれども、こちらのほう、犯罪被害者の方々も手当の支給権に該当すれば利用し得る制度であるという旨を給付実施主体であるところの自治体に対して周知をした上で、犯罪被害者あるいは自治

体内の関係者、関係機関から相談があった場合には適切に対応してもらいたいということを昨年６月付で各自治体向けに通知を発出したところでございます。引き続き、犯罪被害者の方々にも配慮しながら、児童扶養手当制度の適正な運営に取り組んでいきたいと考えております。

２点目の基本計画に盛り込まれた具体的施策のほうですが、こちらのほうはこの黄色く塗られている資料の５のほうを御覧いただければと思います。まず、基本計画の中で柱として示されておりますもののうち、損害回復・経済的支援への取組に関係する取組でございますけれども、この基本計画の中でも、被害に遭った直後のこどもたちの適切な保護の観点から、一時保護施設、これは児童相談所に附属しております、こどもたちを緊急に保護する設備でございますけれども、そこの環境整備等を推進することが掲げられております。

資料の２ページないし３ページを御覧いただければと思いますけれども、補正予算ないし来年度当初予算におきまして、この一時保護施設について、こどもたちに個別に対応するための職員配置等の環境改善に取り組むための経費を盛り込むなどの対応を行っているところでございます。

基本計画２つ目の柱、精神的・身体的被害の回復・防止への取組に関係してでございますけれども、この計画の中では、児童相談所でございますとか、あるいは児童福祉施設の体制の強化、里親制度の充実、被害児童からの事情聴取の際の配慮等について盛り込まれているところでございます。資料でいいますと４ページになりますけれども、児童相談所の体制強化ということでは、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」というのを策定いたしまして、児童相談所でこどもに対して精神的ケアの支援等を行う児童心理司、こちらのほうを令和８年度までに1,000人弱増員を図ると計画を立てて、今、増員計画に取り組んでいるところでございます。

次に、福祉施設の体制強化でございますとか里親制度の関係でございますけれども、これも令和６年度の予算案におきまして、まず、こどもたちに個別に対応の強化を図ろうということで、５ページでございますけれども、ケアニーズの高いこどもを受け入れている自立援助ホームやファミリーホームへの個別対応職員の配置をサポートすること、里親のほうは、６ページでございますけれども、今年の４月から創設されます里親支援センターによる里親等への支援を包括的に実施すること等を盛り込んだところでございます。

次に、被害の聴取における配慮でございますけれども、これは７ページに通知のイメージ図といいましょうか、概要をつけておりますけれども、警察、検察庁、それと児童相談所等の関係機関が被害児童からの聴取に先立って協議を行って、代表者が聴取を行うという取組を実施しております。こうした取組について、引き続き、関係省庁の皆さんと協働しながら被害児童の負担軽減のための連携、取組を強化していきたいと考えてございます。

基本計画の５つ目の柱、国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組でございますけれども、これは資料でいうと８ページになりますけれども、この計画の中でも被害が潜在

化しやすい犯罪被害者の置かれている状況について周知・理解の促進を図ることとされております。特に、こどもの分野でいいますと児童虐待等がありますけれども、なかなかこどもから声が上げにくい、周りが、気づいた人が早く通報してあげる、そういった体制をつくるのが必要ではないかということで、11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」というものを実施して、全国フォーラムを実施したり、各種情報発信に努めたりということで、広報啓発をしているところでございます。更には通報の番号ということで、「１８９（いちはやく）」、こちらの番号についてもポスターなどを通じて周知を図っているところでございます。

引き続き、こどもも含めての犯罪被害者等施策の推進のために関係府省庁と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○太田議長　続きまして、総務省からお願いいたします。

○総務省大臣官房総括審議官　総務省の藤野でございます。議題１、議題２、それぞれにつきまして御説明させていただきたいと思います。

議題１の関係でございます。資料は、参考資料３の12番の資料になりますけども、昨年の６月14日に各地方団体に対して事務連絡を発出してございます。これは地方税の関係でございます。各地方団体の窓口において納税者等から犯罪被害等の理由による申告や納期期限の延長、あるいは納税緩和措置、こういったものに関する相談を受けた場合には、犯罪被害者等の事情に十分配意し、丁寧かつ適切な対応をとるよう依頼したところでございます。本年の１月19日に税務主管課長会議を開催してございますけれども、その中でも改めて周知したところでございまして、今後とも機会を利用して周知に努めてまいります。

それから、議題２の関係は資料６で御用意してございますので、こちらを御覧いただきたいと思います。こちらではＳＮＳ等のインターネット上の誹謗中傷、これを行わないための広報啓発活動の強化、これが１つ。それから２つ目に、誹謗中傷等に関する相談体制の充実等。この２つについて御説明させていただこうと思います。

資料１ページを御覧いただきたいと思います。インターネット上の誹謗中傷の対応について、令和２年の９月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表してございます。このうちの１番が先ほど申し上げた広報啓発活動、それから４番が相談体制の強化についてでございます。このそれぞれについて御説明させていただきたいと思います。

資料の２ページを御覧いただきたいと思います。まず、広報啓発活動の関係でございます。ＩＣＴリテラシーの向上についてということで、１つ目、資料の一番左側でございますけども、「インターネットトラブル事例集」を活用して周知啓発に取り組んでございます。この事例集の中では、青少年向けにインターネット上の最新のトラブル事例やその予防方法等も含めてまとめてございまして、インターネット上の誹謗中傷に関する注意事項を取り上げてございます。それから真ん中の２つ目、「ｅ－ネットキャラバン」でございますけ

れども、これは、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的として、児童・生徒、保護者、教職員等に対して無料で開催している「出前講座」でございまして、こちらは、文部科学省、それから一般財団法人マルチメディア振興センター、通信事業者等に協力いただきまして、平成18年度から実施し、誹謗中傷に関する内容についてもこの中で啓発を行ってございます。それから３つ目、一番右側でございますけども、「＃NoHeartNoSNS」というキャンペーンを行ってございます。これは関係府省庁、企業等と共同で特設サイトを設けまして、誹謗中傷に係る普及啓発活動を実施しているものでございます。

次に、同じ資料の３ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらが相談体制の充実の関係でございます。これにつきましては、平成21年度に「違法・有害情報相談センター」というものを設置してございます。この中で、インターネット上で流通した情報による被害に関係するような一般利用者等からの相談を受け付けて、具体的な削除の要請の方法等についてアドバイスを行っているところでございます。また、令和３年度には、「違法・有害情報相談機関連絡会」というのを新設しまして、こういった相談機関同士の間の円滑な連携によって相談者への最適な解決策の提供等を行っていこうということを行ってございます。こういった取組を通じまして、総務省では、関係府省庁と連携して、ＳＮＳ等を含むインターネット上の誹謗中傷を行わないための広報啓発活動、それから、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるような体制の充実に努めていきたいと思ってございます。

最後に資料の４ページを御覧いただきたいと思います。これまで御説明いたしましたものに加えまして、新しい取組を行おうということでございます。本年１月に開催された有識者会議で取りまとめを行ってございます。この中で、誹謗中傷等のネットにおける投稿の削除について、プラットフォーム事業者に、対応を迅速化し、それからその状況の透明化を求めるというふうな報告書になってございます。この内容を踏まえまして、総務省としましては、今国会にプロバイダー責任制限法の改正案の提出を予定してございます。この中で、プラットフォーム事業者に対しては、削除の申出窓口の設置をするとか、あるいは一定期間内にそれに対するお答えをしていただく応答通知義務を行う、それから、削除基準を公表していただく、そういったものを求めていこうと考えてございます。

以上でございます。

○太田議長　ありがとうございました。それでは、続きまして、法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　法務省の政策立案総括審議官の上原でございます。法務省からは資料７に基づいて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、犯罪被害者等施策推進会議決定事項のうち、項目２にあります「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」に関する進捗状況等について御説明をいたします。本制度は、被害直後から刑事・民事裁判への対応を含む捜査機関や加害者側への対応、各種支援のための申請手続、報道機関への対応等、様々な対応が必要となる犯罪被害者やその御家族に寄り

添った切れ目のない支援を行うため、生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者等が、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするものでございます。法務省では、現在、本制度の創設に向けまして、支援の担い手となります日弁連、法テラスのほか、財務当局を含めた関係機関等とも調整を図りながら、どのような犯罪類型の被害者等を対象とするか、どのような援助活動を行うこととするか、本制度の利用に当たってどのような要件を設けるか、利用者の費用負担の有無・内容をどのようにするかなどの制度の内容のほか、支援弁護士・関係機関等との支援体制をどのように構築するか、あまねく全国において被害者等に寄り添った支援を提供できるよう、支援弁護士の数・質の確保をどのように行うかなどについても具体的な検討を今進めているところでございます。

なお、このうち本制度の利用に当たっての資力要件に関して事前に正木構成員からお尋ねがございましたところ、その具体的な基準等につきましては、今後、関係機関・団体等の協議を経た上で定めるものでございますので、現段階でお答えすることは困難でございますが、いずれにしても、本制度の対象となる被害者等が切れ目のない援助を受けることができるよう、関係団体等と連携を図りながら必要な方策を検討してまいりたいと考えております。

法務省としては、これらの協議・検討を踏まえ、本制度の創設のために必要な総合法律支援法の改正や関係規程の整備、施行に向けた準備等を速やかに進めてまいる所存でございます。

続きまして、１枚おめくりいただきまして、第４次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれました具体的施策の進捗状況について、特に２点を御報告申し上げたいと思います。

まず２ページ目の刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度について御説明を差し上げます。本制度は、令和４年６月に法改正を行い、令和５年12月１日から運用を開始したもので、申出があった被害者等の心情を聴取し、これを踏まえて矯正処遇等を行うほか、被害者等から希望があった場合には受刑者等にその心情等を伝達するという制度でございます。被害者等の利便性に配慮し、本制度の利用の申出は、全国の矯正管区・矯正施設において受け付けておりまして、聴取場所も全国の矯正管区・矯正施設で実施可能としております。本制度の運用の開始に当たりましては、全国の刑事施設、少年院に被害者担当官を配置しまして、各施設においては原則として男女各１名以上の職員を指名することといたしました。また、各施設の上級庁である矯正管区にも本制度の担当者を置き、施設の運用をサポートするほか、広報や問合せ等の対応を担うこととしております。始まったばかりの制度でございますが、今後、適切に運用してまいりたいと考えております。

１枚おめくりください。次に、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実について御説明をいたします。先ほど申し上げました令和４年６月の法改正におきまして、資料の下段のほうになりますけれども、更生保護の分野についても改正を行いました。まず、

保護観察や仮釈放等の更生保護の措置をとるに当たっては、犯罪被害者等の被害に関する心情や、その置かれている状況等を十分に考慮すべきことを法律に明記するなど、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実を図るための規程を整備いたしました。また、地方更生保護委員会による仮釈放等を許すか否かに関する審理におきましては、これまでも申出のあった被害者等から加害者の仮釈放等に関する意見等を聴取しておりましたが、改正法では、加害者の釈放後の生活環境の調整でありますとか、仮釈放となった場合の保護観察に関する意見につきましても、被害者等から意見を聴取することが明記されました。そのほか、被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとることを指導監督の方法に追加することなどの改正が行われたところでございまして、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

法務省からは以上でございます。

○太田議長　ありがとうございました。それでは、続きまして、文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房総括審議官　文部科学省総括審議官の豊岡でございます。

議題の１でございますけれども、犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれた取組の進捗状況について御説明いたします。資料は、通知をお取りまとめいただいております参考資料３の10番が文部科学省の通知でございます。文部科学省では、家庭の経済状況にかかわらず教育を受けることができますように各種の修学支援の施策を実施しております。昨年６月に通知を全国の都道府県・市町村教育委員会等に対して出させていただいておりますけれども、家計が急変した場合の支援制度というものもかねてからあるわけでございますが、この通知の中では、犯罪被害等によって家計が急変した場合にも速やかに必要な援助が受けられるということを明記した上で、改めて周知を図らせていただいております。引き続き、継続して周知に努めてまいりたいと思っております。

それから議題の２になりますけれども、第４次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況につきまして、こちらは資料８に基づきまして３点御説明させていただきます。３点は、資料のオレンジの３本の帯になっている部分でございますけれども、まず１点目、文部科学省では、学校で児童・生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童・生徒の相談等の窓口といたしまして学校が有効に機能しますように、教育委員会と関係機関、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等でございますが、こういった関係機関との連携・協力の強化に取り組んでおります。直近では昨年９月に「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を開催いたしまして、学校、それから教育委員会の教育相談の担当者を対象としまして、犯罪被害者等への対応に係る留意点、あるいは関係機関等の連携促進について改めて周知をいたしております。引き続きこの取組を継続してまいりたいと思っております。

２点目、２つ目の帯のところでございますけれども、学校内における連携や、あるいは相談体制の充実も重要だと考えておりまして、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、

スクールカウンセラー等の方々が連携をして、犯罪被害に遭った児童・生徒、その兄弟姉妹である児童・生徒及び保護者に対して適切に対応できるように、教員の加配、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実に取り組んでおります。引き続きこの取組を継続してまいりたいと思っております。

３点目、３本目の帯でございますが、性被害に遭った児童・生徒やその保護者に対しましても、学級担任、生徒指導の担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携して適切な対応がとれるよう、学校内の相談体制の充実を図っております。文部科学省の予算事業でございますスクールカウンセラー等の活用事業の実施によりまして、教育委員会等が24時間子供ＳＯＳダイヤル等の相談窓口を設けるための相談員の一部の支援でございますとか、あるいはその周知のためのパンフレット作成経費等も支援しているところでございます。

また、生命の尊さを学び、生命を大切にする教育を一層推進いたしますとともに、性犯罪の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、児童・生徒の発達段階に応じた教育の充実を図っております。昨年11月には、生命（いのち）の安全教育全国フォーラムを開催いたしまして、学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開の加速化を図ったところでございます。

引き続き、関係省庁と連携いたしまして対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○太田議長　ありがとうございました。それでは、続きまして、厚生労働省、よろしくお願いします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官　厚生労働省の議題１及び議題２に関する取組と進捗状況につきまして御報告させていただきます。

まず議題１の推進会議決定に盛り込まれた取組の進捗状況でございます。御案内のとおり、厚生労働省におきましては、年金・医療・生活保護といった、犯罪被害を受けた方々にも御利用いただける様々な社会保障制度を所管しているところでございます。推進会議決定におきましては、こうした方々が円滑に制度を利用できるように周知を含めた一層の取組が必要であるとされたところでございます。これを受けまして、資料といたしましては、参考資料３に通知としてまとめていただいてございますけども、多分野にまたがりますが、それぞれの制度につきまして関係機関等に対して通知を発出し、周知に努めさせていただいているところでございます。

また、推進会議決定の中ではもう１点、質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善を図ることについて記載されているところでございます。こちらにつきましては、そもそも医療保険に適用される診療行為につきましては、診療報酬という形で位置づけられることになりますが、この診療報酬につきましては２年に１回改定を行っているところでございます。この４月、令和６年度におきましては、まさにその改定の年でございまして、犯罪被害を契機といたしましたＰＴＳＤに対する心理支援につきましても、

まさに今その改定に向けた議論を関係審議会で行っているところでございます。引き続き、関係審議会において議論を行い、その結論を踏まえて必要な対応を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、議題２にございます基本計画における厚生労働省の取組状況につきまして、多岐にわたるものですから、主なもの３点の進捗状況を御報告させていただきます。資料としましては、資料９という形で、１枚物で恐縮でございますけども、簡単にそのポイントをまとめさせていただいているところでございます。

まず１点目でございますけども、「様々な困難を抱えた女性への支援」についてでございます。被害女性の相談支援ですとか保護を担う婦人相談所等の体制強化を図っているところでございまして、令和３年度においては婦人相談所等において休日・夜間を含めて5,537件の一時保護を行っているところでございます。また、公的機関と民間団体が密接に連携して、アウトリーチからの相談対応ですとか、居場所の確保、あるいは公的機関や施設へのつなぎを含めたアプローチを実施しているところでございまして、若年女性の自立を推進する「若年被害女性等支援事業」を通じまして、令和５年度は９団体への財政援助を行ったところでございます。令和６年度からは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づきまして、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設による女性の立場に寄り添ったきめ細かな支援の実施を行うとともに、引き続き、「若年被害女性等支援事業」を通じた公的機関と民間団体の共同による支援の実施等、様々な事情により日常生活・社会生活を円滑に営む上で困難な課題を抱えている女性に対する包括的な支援に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、２点目でございますけど、犯罪被害を受けたことにより精神障害等を抱える方を支えるための施策についてでございます。こちらにつきましては、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者を対象に「ＰＴＳＤ対策専門研修」に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けまして、知識の普及・啓発を推進しているところでございまして、令和４年度におきましては347名の方が受講しているところでございます。今年度からは、トラウマを抱える犯罪被害者を含む患者さんに対しまして、精神科以外の医師ですとか、あるいは看護師等が適切に患者の診察、あるいは相談対応を行うための研修教材を開発するために調査研究を実施していきたいと考えているところでございます。

それと３点目、最後でございますけども、犯罪被害者等を支援する医療機関についてでございます。こちらにつきましては、伊藤構成員からも御質問いただきました病院等の医療機関の医療機能に関する情報を提供する「医療機能情報提供制度」、これを運用しているところでございます。この提供制度の中で、ＰＴＳＤ等の疾病の治療に対応できる医療機関、あるいはワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関といった医療機関につきまして、幅広く、これは一般の方々も含めて都道府県単位で検索可能な形にしているところでございます。令和６年４月以降は、これまでは都道府県単位でございましたけど、全国統一的な情報提供システムでの検索を可能とする予定でございますので、引き

続き、その仕組みの周知に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、申し上げた取組以外にも厚生労働省においては様々な取組を行っているところでございまして、引き続き、関係府省庁とも密接に連携した中で、犯罪被害者の方々への支援に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○太田議長　ありがとうございました。それでは、続きまして、国土交通省、よろしくお願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長　国土交通省でございます。国土交通省で、資料10にまとめてございますけれども、これに基づきまして主な施策の進捗状況について御説明申し上げます。まず１ページを御覧ください。１ページ目は、国土交通省の関連施策の全体像でございます。また１枚おめくりいただいて、２ページ目から順に御説明させていただきます。

まず、保険金支払の適正化等につきまして、国土交通省では、自賠責保険の保険金支払の適正化を図るために、被害者と保険会社等の紛争について調停を実施いたします指定紛争処理機関に対する監督、そして重要事案や被害者からの申出があった場合の審査を実施しまして、被害者保護の増進を図っております。また、ひき逃げや無保険車の事故による被害者につきまして、政府保障事業による救済を実施しております。

続きまして、３ページ目でございますけれども、これは推進会議決定にも関係いたしますけれども、公営住宅への優先入居等につきまして、犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するために、公営住宅への優先入居、目的外使用に係る配慮につきまして、各地方公共団体に対しまして要請を行うとともに、各種会議で周知しているところでございます。具体的には、令和５年３月24日付の通知、これ参考資料３の４番になりますけれども、こちらで通知を出しまして、基本法の趣旨を踏まえた公営住宅への優先入居を積極的に検討するよう、優先入居についての条例等に規定のない自治体への検討要請として、入居に際し保証人を必要としないなど、弾力的な運用、さらに、公営住宅に既に入居されているか方が犯罪被害者となった場合において、他の公営住宅への転居が可能であること等を地方公共団体へ通知いたしております。加えまして、毎年度、都道府県・指定都市におけます犯罪被害者等への公営住宅の入居に関する情報提供の方法を把握いたしまして、地方公共団体へ共有しているところでございます。

続きまして、４ページ目でございますけれども、自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等につきまして、重度の後遺障害が残る交通事故が依然として発生する中、国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構、ナスバと申しますけれども、ここでは療護施設の設置・運営、在宅で療養する重度後遺障害者への介護料の支給、そして訪問支援の実施、介護なき後に備えるための環境整備の実施等を着実に行っております。

続きまして、５ページ目でございますけれども、犯罪被害者等に関する情報の保護につきまして、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者の保護のため、国土交通省におきましては、運輸支局等に対しまして、登録事項等証明書の交付請求に係る

事務処理につきまして、必要な事項を通知し、厳格な運用によりまして情報管理の徹底を図っております。

続きまして、６ページ目でございますけれども、交通事故相談活動の推進につきましては、都道府県・政令指定都市に交通事故相談所が設置され交通事故相談員による相談活動が行われているところでございます。交通事故相談員への支援といたしまして、今年度は、全国の自治体の相談員を対象としました研修を実施しているほか、今月には「交通事故相談ハンドブックの資料編」を刊行する予定としております。

最後に７ページ目でございますけれども、公共交通事故の被害者等への支援につきまして、公共交通事故発生時には、「公共交通事故被害者支援室」が被害者等への情報提供や相談内容に応じた窓口の紹介等を行っております。また、平成28年１月の軽井沢スキーバス事故でございますとか、令和４年４月の知床遊覧船事故の被害者等に対しましては、意見交換会を実施するなど、継続した支援を行っております。

国土交通省からの報告は以上でございますけれども、今後とも第４次犯罪被害者等基本計画に基づきまして着実に施策を進めてまいります。

以上でございます。

○太田議長　ありがとうございました。

それでは、ただいまから有識者構成員から質問や御意見を頂戴したいと思います。事前に質問事項をお伺いしておりますので、第４次基本計画に盛り込まれた施策について、第１章から順番に有識者構成員から質問ないし御意見を頂戴して、関係府省庁から御回答いただきたいと思います。

この後、法務省は公務がございますので、法務省に対する質問・御意見等について、まず先にしていただいて、その後、各府省庁への質問に移っていきたいと思います。

まず、第１章の「損害回復・経済的支援等への取組」についてでございます。正木構成員から施策番号９について御質問いただいておりますので、正木構成員、御説明いただけますでしょうか。

○正木構成員　その前に、法務省が途中、中座してしまうということなので、犯罪被害者等支援弁護士制度について簡潔に意見だけ言わせてください。

本制度の利用に当たっての資力要件に関しては、「途切れない支援ができるように各府省庁と協議してまいります」というような回答がございました。本制度の資力基準と被害者参加制度の資力基準が異なってしまうと、当初被害を受けた段階からずっと援助を受けていたのに、突然、被害者参加制度になったら支援ができないということになってしまう。それは非常に混乱が生じますし、また、支援の継続という意味でも大きな支障が生じますので、ここはぜひそういうことがないように各府省庁と協議していただきたいと思います。

○太田議長　御意見ということで賜ればよろしいでしょうか。

○正木構成員　はい。

○太田議長　そうしたら、第１章のほうの質問をお願いいたします。

○正木構成員　受刑者の作業報奨金についての質問なんですけれども、受刑者の作業報奨金の損害賠償への充当、これは矯正、それから更生にとって非常に重要だと思っています。これにつきまして、それが可能であることを受刑者に指導のときに告知したり、冊子へ記載して周知しているということですけれども、その周知を行ったことによってどれぐらい変化があったか把握したいため、合計人数、合計金額、一人当たりの年間充当金額について近年の推移を御回答ください。それから、充当方法とか充当額に限度があるのかどうかというところについても御回答いただきたいと思っています。

ついでに言ってしまうと、もし今の御回答で、あまり変化が見られないということであれば、先ほども申し上げましたように、矯正、更生に非常に重要なことでございますので、何らかの施策を新たに検討していただきたいと考えているところです。よろしくお願いします。

○太田議長　私からも同じような質問ですが、第40回基本計画策定・推進専門委員等会議の報告の中で、2022年において受刑者が被害者への賠償に充当する目的で作業報奨金の釈放前支給を受けたのは230件、計350万円とありましたが、どのような受刑者が何回支給を受けたのか、罪種別で分かれば、併せて御回答いただければと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　法務省でございます。御質問ありがとうございます。正木構成員からの御指摘のとおり、加害者の更生のためにも重要な制度であると考えているところでございます。作業報奨金の釈放前の支給につきましては、受刑者に対して従前から継続的に周知を図っているところでございます。いろんなことをやってきたところでございますが、改めてこの点もしっかりやっているということでございます。

その上で、釈放前に支給された作業報奨金に関し、被害弁償を目的として送金された件数と金額でございますが、令和２年度が約210件、総額約350万円、令和３年度が約230件、総額約350万円、令和４年度が約220件、総額約310万円となっております。１人当たりの充当金額については把握しておりません。充当方法につきましては、現金書留で対応しております。金額の上限等の制限の有無につきましては、釈放前の作業金の支給は、原則としてその支給のときにおける報奨金計算額の２分の１を超えてはならないとされておりまして、ただ、その使用の目的に照らして適当であると特に認めるときは、これを超えて支給することが認められることとなっているところでございます。

太田構成員から御質問いただきました、罪種別等の統計については把握していないところでございますが、１人の受刑者が複数回の送金を行うこともあり得るところでございます。

御指摘いただきましたように重要なものでございますので、この周知をまた引き続き徹底していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○太田議長　正木構成員、今の御回答を受けて何かございますでしょうか。

○正木構成員　今の回答でも、件数、金額等を見るとあまり変わっていないようなので、

やはりこの辺はもう少し何とか努力をしていただきたいと思います。
○太田議長　私からも、毎年、同じような件数になるというのは非常に不思議な現象だなと考えております。ということは、もしかすると同じ受刑者が継続して毎年、釈放前の支給を受けて被害者に送金している可能性もあるかなとは考えております。なぜ、これだけ同じような件数が毎年出てくるのかというのは、ちょっと不思議なところでございますが、将来的にもし分かれば、殺人の受刑者が１万円、２万円でも釈放前の支給を受けて送金しているのか、それとも財産犯の受刑者が送金しているのかとか、それから、１人がたくさんやっていて、ほかの人は全然やってないという話なのか、もし、そういう状況が、全国レベルで調べるのは大変だとは思うんですけれども、幾つかのケースでも分かれば、将来的にまた御教示いただければなとは考えております。

本来、第１章ですと、警察庁や厚生労働省への質問があるのですが、法務省に対する質問を優先させていただきまして、第２章の「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」について、伊藤構成員から、施策番号73に関連して、医療観察制度についての御質問がありましたので、これについて御説明いただけますでしょうか。
○伊藤構成員　伊藤です。医療観察制度に関わる情報提供ということでお尋ねしたいと思っております。皆様、御存じだと思いますが、医療観察事件となった場合、被害者の方は非常に提供される情報が少なく、被害回復を妨げる要因となっているということで、こういったような現状をぜひ考慮していただきたいなと思っております。例えば、不起訴になった場合、それから審判の結果に関する十分な説明を医療観察事件に該当した被害者の方に対して実施してほしいと思っていますが、今後そうした情報提供の具体的検討が可能なのか、もし不可能ですということであれば、その理由を教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
○太田議長　私からも医療観察法についての質問で、被害者は審判への傍聴が認められますけれども、それが果たして認められない場合があるのかどうかということがもし分かれば教えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
○法務省大臣官房政策立案総括審議官　法務省でございます。今、御指摘いただいた観点、様々な情報提供は必要であろうと考えておりまして、これにつきまして、制度の概要を御説明させていただきたいと思います。

まず、不起訴になった場合の情報提供でございますけれども、こちらについては、検察庁において、被害者やその御遺族の希望に応じまして、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮しながら、不起訴処分の内容や、そのような判断をした理由等を説明して、そのお気持ちにできる限り応えられるよう努めているところでございまして、お尋ねの医療観察法というのは、不起訴になったことが前提になっておりますので、これについても審判の申立ての事件についても同様であると承知しております。

また、医療観察法に基づく審判の結果に関する情報提供でございますけれども、医療観察法上、裁判所は被害者等から申出があるときは原則として審判の結果を通知するという

ことにされておりまして、裁判所において医療観察法の規定の趣旨を踏まえて個別の事案ごとに通知を行うか否かを判断しているということであろうかと思います。

また、保護観察所においては、裁判所による入院決定または通院決定を受けて、保護観察所の生活環境の調整とか、精神保健観察が開始された対象者について、被害者等の申出に基づきまして処遇状況等に関する情報を提供する制度を平成30年から開始しております。この制度につきましては、令和５年12月に一部改正を行いまして、申出に関わります被害者等の負担軽減を図ったほか、情報提供内容に生活環境の調整または精神保健観察の終了に関する終了事由を追加したところでございます。御質問いただいたことからすると、こういう制度があってできるところでございますが、この制度の運用をしっかりとやっていかなければならないのかなということを改めて御指摘を受けて考えたところであります。被害者等の心情に配慮して適切な運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、太田構成員から御質問いただきました、被害者の傍聴が認められない場合ということでございます。この点、本来的には裁判所においてされる手続がございまして、法務省としてお示しできる統計等を持ち合わせていないんですが、御質問いただきましたので、最高裁判所が公表している統計、これを御紹介差し上げたいと思っているところでございます。最高裁判所事務総局刑事局による統計でございますけれども、平成29年から令和３年までの各年に終局した入院又は通院に係る審判手続について、審判期日における被害者等傍聴の申出が許可された事例又は許可されなかった事例の数は、それぞれ、平成29年は許可事例９例、不許可事例なし、平成30年は許可事例８例、不許可事例３例、令和元年は許可事例10例、不許可事例４例、令和２年は許可事例４例、不許可事例なし、令和３年は許可事例７例、不許可事例１例であると承知しているところでございます。

以上でございます。

○太田議長　ありがとうございました。伊藤構成員、何かございますでしょうか。

○伊藤構成員　御説明ありがとうございました。医療観察制度ができてから徐々に被害者にも情報提供ということで動いているのは承知しております。ただ、やっぱり不十分な点が多い。加害者に関しての医療が優先されて、こういう言い方していいか分かりませんが、そちらの人権が保護され、それに比べると、なかなか被害者側の人権というのが無視されがちというのが、やっぱり現状としてあるかなと思います。被害者の方にとりましたら、本当に自分の犯した行為に向き合ってほしいと思っていて、そのために発言したいとか、いろんな制度を利用したいと思っても、その制度自体がないというのが現状だと思いますので、ぜひ今後に向けて御検討いただきたいと思います。

以上です。

○太田議長　私からもよろしいでしょうか。傍聴を認められないケースが思ったよりも多いように思うんですけども、これはどういう場合に傍聴が認められないのかということがもし分かれば教えていただきたいということと、それから、先ほどの情報提供の点につき

ましても、患者さんの医療情報といいますか、病状等に関してはかなり高度な個人情報に該当するところでありますが、これが犯行との関係で結びついている場合にどこまで情報提供できるのかというのは非常に難しいところですが、どの程度果たしてそういった病状等について情報提供が可能なのかということについても教えていただければと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　まず傍聴の理由につきましては、個別の裁判所の裁判官の判断となりますので、法務省の立場から御説明できない点、あるいは個別の事案における情報提供についても同様でございます。その点は御理解いただければと思います。

○太田議長　それでは次、法務省と警察庁、両方関わっておりますけども、私から、施策番号78、103に関連して、ストーカー事案における再加害のケースについて、件数というのは多分把握されてはいないと思うんですけども、特に保護観察の対象になっている者は、被害者への接近禁止の特別遵守事項が設定されている者がかなり多いと思います。そういった場合に再加害ないしは再接近をしたようなケースを承知されているのかどうかということについて教えていただければと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　御指摘のとおりでございます。この点、接触に関する特別遵守事項を適切に設定することでありますとか、遵守状況を的確に把握して指導監督することが必要でございまして、保護観察所と警察との緊密的な継続的な連携によりまして、特異動向等、双方で迅速に把握することができるようにしているところでございます。その上で、御質問の細かい点については申し上げられないところもありますが、警察から保護観察所に対し、保護観察対象者の特異動向等に係る情報が提供されるなどした場合に、事案に応じて指導監督を強化したり、仮釈放等の取消し申出を行うなどの対応をとった事例は複数ございます。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　警察庁でございます。今の部分につきまして、エピソードといいますか、こういう事例があるという御紹介をさせていただきます。１つが、保護観察付執行猶予判決を受けた加害者が、その後、被害者の自宅付近を徘回していた旨の情報を把握したということで、保護観察所との連携の上で、警察において口頭指導を実施するとともに、保護観察所において処遇の強化を行ったという事例。あるいは、被害者の職場に電話をかけたということが情報として入りましたので、猶予の取消しで収監されたといった事案もあったということは承知をしているところでございます。

以上です。

○太田議長　ありがとうございました。併せて警察庁に、再被害防止制度の対象として、かなりストーカーの事案が指定されているというふうなのは県警からも伺うことがあるんですけれども、こういう場合に、再被害防止措置対象者になっている場合の加害者が、何かインシデント的なものが起きたということについては、何か承知されていますでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　ちょっと現在、持ち合わせておりません。

○太田議長　もしまた将来的に分かることがあれば教えていただきたいと思います。

続きまして、正木構成員から、第２章の施策番号121に該当する児童虐待の被害児童の事情聴取等のことについての質問がございます。説明をお願いいたします。

○正木構成員　これは被害児童からの事情聴取について、今、３機関代表者聴取が執り行われていると思うんですけれども、その実態をまず知りたいということで、近年の実施件数、聴取主体、対象者、実施に係る事件が起訴された件数、録音録画が証拠採用された件数、対象児童の証人尋問が実施された件数、事前の協議に被害児童の支援弁護士が参加した件数について質問をさせていただきました。

それから、令和５年の刑事訴訟法改正による、録音・録画の証拠能力付与の施行に向けた準備状況についてもお伺いしたいということで、回答よろしくお願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　法務省でございます。お答えをいたします。後ほど申し上げますが、幾つか統計としてお示しできる数値を有してないものもございますが、お示しできるものを順次、御説明してまいりたいと思います。

近年の実施件数でございますが、平成31年、令和元年となりますけども2,076件、令和２年が2,125件、令和３年が2,417件でございます。

聴取主体でございますけれども、平成31年度が、検察が1,557件、警察が364件、児童相談所が169件になります。令和２年度でございますが、検察が1,567件、警察が406件、児童相談所が168件でございます。令和３年度でございますが、検察が1,929件、警察が351件、児童相談所が154件ということで、検察、警察、児童相談所の順となっているところでございます。

対象者が被害者か目撃者等の参考人かの別でございますけれども、平成31年度、被害者が1,801件、参考人が289件、令和２年度でございますけれども、被害者が1,831件、参考人が327件、令和３年度でございますが、被害者が2,081件で、参考人が351件ということで、やはり被害者の方が多いという状況でございます。

録音・録画媒体が証拠採用された件数でございますけれども、平成30年４月から令和４年３月31日までに判決が言い渡された刑事事件における採用件数でございます。実質証拠と補助証拠ということで分けますと、実質証拠が33件、補助証拠が８件となっております。

それ以外の実施に係る事件が起訴された件数、対象児童の証人尋問が実施された件数、事前の協議に被害児童の支援弁護士が参加した件数については、お示しできる数値を有していないところでございます。

次に、刑事訴訟法の施行に向けた準備状況でございますけれども、施行に先立ち法務当局から検察当局に対しまして、改正の趣旨や内容を周知する通達を発出したり、最高検察庁と協働して各地方検察庁、高等検察庁への情報提供を行うなどしておりまして、昨年12月15日からの規程の施行・運用に遺憾のないように適切に準備を行ったところでございます。

以上でございます。

○太田議長　今の回答につきまして、正木構成員、何かございますでしょうか。
○正木構成員　こどもさんのことを考えると、聴取は児相がやったほうがいいケースが多いのかなと思ったりもするんですが、圧倒的に検察庁が多くなっておりますけれども、この辺りはどういうふうなすみ分けで検討されているのでしょうか。
○法務省大臣官房政策立案総括審議官　そちらにつきましては、それぞれの機関の判断ということになりますので、私のほうからなかなか申し上げづらいところでございます。ただ、一般論で申し上げますと、恐らくこれが法的な証拠としてつくられるものとして、やはり裁判の手続等に向けたということになりますと、検察官が法的な知識、裁判によってどういうことが必要かとかいったことを聞く能力には長けているということもございますので、そういったところ、児童相談所の方等から御指導もいただきながら協力してやっているという状況ではないかというふうには推察されるところであります。いずれにせよ、個別の判断になってしまいますので、その中でどれが一番適切かというのを判断してやっているところかとは思います。
○正木構成員　どうもありがとうございました。
○太田議長　それでは、続きまして、第３章の「刑事手続への関与拡充への取組」についてでございますが、これについては滝沢構成員から施策番号144に関連して質問がございます。お願いいたします。
○滝沢構成員　昨年に性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に関する法律が成立し、同法に基づく記録の消去や没収の手続等が整備されましたが、これにつきまして、現時点で特段の対応を考えられているのかをお聞きしたい。
○法務省大臣官房政策立案総括審議官　ありがとうございます。法務省でございます。当該規定は、まだ未施行でございまして、本年６月22日までに政令で定める日から施行されることになっているところでございますけれども、この政令は未制定でございまして、これからということになっております。先生はよく御案内のとおりかと思いますが、非常に画期的で、性犯罪被害者の方からも要望されていますし、現場でも非常に望んでいた法律でもございますので、その施行ができたときには適切に運用してまいりたいと思っておりますので、その準備を今しっかりとしているところでございます。
○太田議長　滝沢構成員、よろしいでしょうか。
○滝沢構成員　ありがとうございました。
○太田議長　それでは、次の法務省に対する質問として、施策番号155から162に関連して、更生保護と矯正施設における心情伝達のことについて正木構成員、伊藤構成員、それから私からございます。まず正木構成員から説明をお願いいたします。
○正木構成員　更生保護における心情伝達は、更生、矯正にとって非常に重要な制度だと認識していますが、更生、矯正を考えると、一歩進めて、被害者と加害者との対話がより有効な場合もあるのではないかと考えています。それで、対話を実施したりしているのかということをお尋ねしたいということと、それから、例えば兵庫県弁護士会で作っている

ような修復的司法の理念に基づいた「対話センター」、被害者と加害者が対話をするようなセンター等の機関を紹介してつなぐというようなことを行って、より有効に何かしているのかどうかということについてお尋ねしたいということです。

それから、矯正施設における心情伝達、これにつきましては、導入されたばかりなのですけれども、今申し上げましたように、やはり一歩進めて被害者・加害者の対話というのは非常に重要かと思っておりまして、この辺について、矯正施設における心情伝達も今後の在り方としてどのように考えているのか教えていただきたいということで質問させていただきました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　御質問ありがとうございます。非常に難しいところの御質問いただいていると思っております。被害者と加害者との対話というものを全く排除するものではございませんが、他方でなかなか難しいということも非常に考えているところでございます。いずれにしましても、謝罪とか被害弁償等の被害の回復・軽減を誠実に努めるような指導というものを行っているところでございまして、謝罪や被害弁償を行う具体的な方法というのは、事案に応じて丁寧に判断していくことがあるかと思います。二次的な被害になってしまうようなことがあってはいけないということもございますので、これをしっかりと判断して、その上で検討していきたいということで、まだお示しできるような、これを積極的評価ということでは、今申し上げられる状況にはないというのが率直なところでございますが、この先、事案、事案で適切な対応してまいりたいと考えているところでございます。

○太田議長　正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員　どうもありがとうございました。それでは、視野に入れて今後検討していただきたいと思います。

○太田議長　伊藤構成員からお願いいたします。

○伊藤構成員　昨年の12月から、矯正施設における刑の執行段階から被害者等の心情等の聴取とか伝達ができる制度が始まったばかりですが、果たして、この制度の事後評価に関してどのように考えておられるのか伺いたいと思います。と申しますのは、この制度に関していろいろ報道がなされていますけれども、それを見るとどうも、受刑者の処遇を改善するとか、更生に役立つとか、そういう論調が多いんですね。そうすると、被害者が、そのために利用される、そういうふうになりがちではないかなと思います。本当に被害者のニーズを満たすための運用にしていくのか、できるのか、その辺のことをどう考えているのか伺いたい。あと、運用状況のデータ公表をどのようにされるのかということについても伺いたいと思っております。よろしくお願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　今、質問を超えて貴重な御指摘をいただいたと思っているところでございます。こちら、まだ運用開始したばかりでございます。この運用を適切に行ってまいりたいというところでございます。事後評価、運用状況の公表につきましては、一定の実績を積み重ねた上で、その方法等も含めて具体的に検討してまいりた

いと思いますが、今いただきました貴重な御意見も含めて我々としてしっかりと受け止めていきたいと思っております。

○伊藤構成員　ぜひこれを利用した被害者の方の声を聞き取る、フィードバックをもらうとか、アンケートを取るなど、何か工夫していただきたいなと思います。ただやりました、何件やりましたということではなく、利用された被害者の方がどう思ったのか、被害者のための運用になっていることをどう評価しているか、というのを見ていかないと本当の事後評価にならないのではないかなと思っております。

以上です。

○太田議長　続きまして、伊藤構成員からもう一つ、更生保護における被害者への配慮ということについて御質問いただいておりますが、こちらのほうお願いいたします。

○伊藤構成員　更生保護に関しては随分蓄積があると思うので、被害者の思いを保護観察に反映できたかどうかを知りたいのですが、その方法及び結果の公表について、どのように考えておられるか、やっておられるかということも含めてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　御質問ありがとうございます。この点でございますが、被害者の思いを保護観察に反映できたかという、こういった把握方法については、例えばしょく罪指導プログラムの実施状況を把握し、犯罪白書等で公表しております。また、個々の事案におきましては、保護観察対象者が実際に慰謝の措置を行っているかを確認するため、被害回復等のためにとった行動の状況を示す事実の申告又は当該事実に関する資料の提示を求めることが可能となったところでございます。こういった取組を通じて、引き続き、被害者等の思いに応える更生保護の充実を図ってまいりたいと思っているところでございます。

○太田議長　よろしいでしょうか。

○伊藤構成員　ありがとうございます。これも、先ほどと一緒ですけれども、ぜひ当事者の方の声を聞き取るなり、評価につなげるなりしていただけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

○太田議長　私からも、新しく始まりました、刑や保護処分の執行段階における心情聴取・伝達についてです。まだ今回は早いかとは思ったんですが、もし何かこういった事例が入ってきているということがあったら、御紹介いただければと思ったんですが、いかがでございましょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　まだ運用を開始したばかりでありまして、ここで御報告できるような内容はないということでございます。また、これをこの先もどういった形でプライバシーに配慮しながら御報告できるかというのは、我々としても悩んでいるところでございます。ただ、いずれにせよ、我々としては、しっかりと運用してまいりたいと考えているところでございます。

○太田議長　今回は難しいと思いますが、次回のときまでに、ある程度ケースが出てきて

いるかとは思いますので、単に件数だけではなくて、どういう感じであったのかという感触をまた御教示いただければと思います。

それでは、次、第４章の「支援等のための体制整備への取組」に入りますけども、正木構成員から、施策番号194や200から202に関連して、誹謗中傷の件について質問をお願いいたします。

○正木構成員　インターネット上の誹謗中傷の対応についてのパッケージに関してなんですけれども、法務省でも人権擁護局において、インターネット上の書込み等の人権侵害情報について、人権相談やプロバイダー等に対する削除要請、それから、実際に削除を行っているということを承知しているのですけれども、近年の相談件数、削除要請件数、削除が実現した件数、それから人権侵犯件数を教えていただきたいと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　まず、インターネット上の人権侵害情報に関する人権相談件数でございますけれども、令和２年が7,391件、令和３年は7,878件、令和４年は7,176件となっております。

また、令和２年の１月から令和４年12月までの３年間における削除要請の件数でございますけれども、これが1,376件でございます。

なお、プロバイダー等は自主的に法務省の人権擁護機関以外の依頼にも応じて情報の削除等を行っていますから、削除要請と削除との条件関係は厳密には特定できてないんですけれども、1,376件のうち一部または全部の情報が削除されたことを確認した件数というのは953件となっているところでございます。

○太田議長　正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員　人権侵犯件数はどうでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　処理件数を３年分申し上げますと、令和２年が1,917件、３年が1,588件、４年は1,600件、これが人権侵犯事件の処理件数となっているところでございます。

○正木構成員　具体的に人権侵犯だということで勧告とかいろいろしたものは分かりますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　これ自体が要請件数のようでございますので、これがまさに人権侵犯事件として要請した件数ということになるかと思います。

○正木構成員　総務省のほうでも、この点については非常に力を入れているという御説明がございまして、多機関との連携にも力を入れているということなんですけれども、法務省のほうでもかなりの件数をやっておられて、法務省のほうでは実際に削除要請をして削除を求めることができるということで、ここの連携は非常に重要かと思っておりまして、総務省のほうから法務省のほうへ人権侵犯事件として回したり、相談として回したりした件数というのは分かりますでしょうか。どの程度連携しているのか、その辺の実情についてお伺いしたいと思います。

○太田議長　総務省、分かりましたらお願いいたします。

○総務省大臣官房総括審議官　結論は分からないんですけども、総務省のほうでは違法・有害情報相談センターという形でやっておりまして、法務省と扱いが違うところは、削除要請というところまでやるのではなくて、そのやり方なんかを御相談の中でお示しするとか、そういったやり方をやっているんですけども、相談を受けた中でどこまでつないだかという調査はされておりませんが、ただ、相談件数自体を申し上げると、令和４年度だけで5,745件と承ってございます。

○太田議長　正木構成員、よろしいですか。

○正木構成員　総務省では削除ができないと思うので、これを法務省に回すと削除ができる可能性が出てくるので、ここの連携は強化していただけたらなと思います。

以上です。

○総務省大臣官房総括審議官　法務省の取組もあると思いますけれども、それと併せてプロバイダーに対する削除、どういった方法があるのかとかの案内とかはやっていると伺ってございますので、必要な連携を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○太田議長　それでは、法務省の退席まで、事前に御質問いただいていない構成員の方から何かございましたら、法務省に対してお願いいたします。

○和氣構成員　和氣でございます。法務省に御質問ですけれども、矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関してですが、この制度は非常に被害者にとってはありがたいものだと思っておりますけれども、この制度が施行するまでに非常に期間が短くて、現場が非常に混乱していたという事実がございまして、刑事施設の担当者への教育等は今後どのようにしていかれるのでしょうか。

私のほうにも矯正施設から質問等がいろいろありましたので、各被害者支援センターから被害者支援のイロハを学んでいただきたいということで振りましたところ、たくさんの担当者の方が各センターにお見えになったという事実がございますので、担当の方には、被害者の心情等は非常に難しいですのでマニュアル化はできませんし、被害者等は一人一人違うものですから、今後、犯罪被害者等支援の教育はどのようにされるのでしょうか。

○太田議長　法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　御質問ありがとうございます。また、これまでも御協力いただきまして、本当にありがとうございます。御指摘いただきましたとおり、これ、我々としても矯正としては初めての取組で、まだまだ知見等も十分でなく、ただ、これを充実させるために一生懸命頑張って、それがちょっとばたばたに見えてしまったところもあろうかと思いますし、まだまだその知見というものも十分でないところございます。これまでも様々な研修をやってきましたし、それは講義もございますし、ロールプレイみたいなこともやってまいりました。担当官も置いておりますが、この先も外部の先生方からいろいろとお話を伺ったりした上で、研修をとにかく充実させてまいりたいと思いますので、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

○太田議長　和氣構成員、よろしいでしょうか。

○和氣構成員　ありがとうございます。各センターも非常に忙しいところでございまして、できれば申し訳ないですが、有料でということで、ご協力させていただきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいなと思っております。
○太田議長　ほかのまだ御発言、御質問いただいていない構成員の方はいかがですか。武構成員からお願いいたします。
○武構成員　ありがとうございます。私からはお願いがあります。被害者の弁護士制度、本当に待ち望んでいましたので、とってもうれしいことです。その中に、ぜひ、きちんと文章を入れていただきたいことがあります。それは、民事裁判の判決までは割と支援があるんですが、その後の支援がなかなかしてもらえないことが多いです。被害者が加害者からの賠償金が滞ったときに直接、加害者に連絡を入れたり督促を自分で出したりしていて精神的に追い込まれていく人がたくさんいるんですね。だから、やっぱり言葉でというか、文字で民事の判決後の支援ということをきちんと書いていただきたいのです。なぜかといいますと、被害者が自分でお金を払って弁護士さんを頼むと大きな負担になっていますし、そしてまた、弁護士さんは弁護士さんで、やっぱりお金にならないということでなかなか引き受けてもらえないことがあるので、両方の費用のこともしっかり考えていただきたいと思います。被害者に弁護士費用が負担にならないように、弁護士さんにはちゃんと報酬が入るように、そういうことをしっかり考えていただきたいなと思います。
　次に、矯正施設における被害者等の心情聴取ですが、これも本当にやっとだなあと思ってとても喜んでいます。でも、まだまだ自分がこの制度を使えるかは分からない被害者の人が多いんですね。だから、しっかり教えてあげてほしいんです。自分が本当にできるんだろうかと問合せがあるので、それはやっぱり周知というか、教え方が足りていないのだと思います。たくさんの被害者がいるので、みんなにどう教えるかということが問題だと思います。この新しい制度が対象になる人にはしっかり教えてあげてほしいなと思います。みんなが利用するわけじゃないかもしれないけど、私たちにこんな制度もあるんだというふうに選ぶものが多いほうが被害者にとったら、とってもありがたいことだと思います。思うんですけど、息子が事件に遭った28年前は何もなかったので、国に絶望し、国は私たちを見放したと思ったんです。それがとてもつらかったです。だから、こんな制度があるんですよと教えるだけでも、きっと何かの力になると思います。それをお願いしたいです。
　それと、被害者が加害者に何かを言うときには、感情的になることが多いと思います。時には、すごく汚い言葉も使うかもしれないです。でも、そうなった後、被害者というのは、「あっ、しまった」とか、「言い過ぎたな」とか、思ってしまい落ち込む人が多いのです。それが素直な思いなので、そういうところも酌み取りながら、まずは被害者の言葉、思いを受け取ってもらいたいのです。どうぞよろしくお願いします。
○太田議長　今のことについて御回答をお願いできますでしょうか。
○法務省大臣官房政策立案総括審議官　いろいろいつもありがとうございます。また、今も貴重な御意見いただきありがとうございました。被害者の支援弁護士制度につきまして

は、皆様からいろいろな御意見をいただいた中で、何とか形にしていけそうな状況になっておりますが、先ほども申し上げましたが、今、制度設計をまさにしているところでございまして、我々としては、継続的・包括的に支援ができるようにということを目指しているところでございます。ただ、先ほど費用のこともございました。我々としても皆さんにハッピーになってもらいたいと思ってやっているんですが、財政的な負担の問題をどうするかといったこともありまして、今、関係機関と連携して作成しているところでございますので、この点また、その状況を見守っていただければと思っているところでございます。

また、矯正施設における心情伝達、こちらにつきましても、先ほどからも申し上げておりますが、始まったばかりの制度でございますが、しっかりと運用していきたいと思っております。被害者の方にとってもいろいろな伝達すること自体も苦しい場面も多いかと思いますけれども、そういったものもしっかり受け止められるように、現場の研修の充実等も含めてしっかりと運用、頑張ってまいりたいと思っておりますので、また引き続きの御指導よろしくお願いします。

○太田議長　武構成員、もし更にありましたら、また改めて御質問を出していただければ御回答いただけると思います。

あと、假谷構成員から法務省に、お願いいたします。

○假谷構成員　假谷です。弁護士制度の件で、要望的なものを３つほど挙げさせていただきます。

まず、資力要件のところにおいては、現在、犯給金の支給額の増額について検討が行われていますが、できれば被害者としては、要件の金額の算定から犯給金とか、そういうものは外してほしいなというところ。あとは、今困っている被害者を助けてほしいという気持ちから、どこまでか遡求をしてほしいなというところ。それからあと、先ほど武構成員からもあったように、弁護士さんの報酬というのも我々としても気になるところなので、その辺も御配慮いただければというところでございます。よろしくお願いいたします。

○太田議長　法務省、何かコメントございますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　回答は先ほどと同じになってまいります。我々として、これをまず生み出して、またしっかりと育てていきたいと思っておりますので、まずはちゃんとこの制度を生み出したいと思っているところでございますので、御協力よろしくお願いします。

○太田議長　法務省は、公務のため、この段階で退席しなければいけないものですから、もし更に法務省に質問がある場合には、改めて文書等で警察庁に提出していただければと思います。

法務省、どうもありがとうございました。

それでは、再び戻りまして、まず第１章の「損害回復・経済的支援等への取組」について、正木構成員から警察庁に、施策番号13に関連して、犯給制度についての質問がございます。お願いいたします。

○正木構成員　犯給制度なんですけれども、同性パートナーへの不支給裁定の取消し訴訟の上告が受理されまして、３月に期日が開かれるという新聞報道、情報に接しました。そこで、犯給制度開始以来、全国において同性パートナーからの申請件数の推移、どれだけあったのか、それから、国において、国というのは警察庁ですけれども、支給対象に同性パートナーを含むことについて、今どのような検討状況にあるのか教えていただきたいと思います。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　警察庁でございます。お答えいたします。御質問ありがとうございます。

まず、同性パートナーからの申請件数に関しては、残念ながら統計はございません。

２点目でございますが、最高裁、３月に期日が開かれるというようなお話がありますけれども、我々も報道では承知しているところでございますけれども、今後の対応等につきまして、まだ現在、個別の事案については係争中という段階でございますので、まずは裁判の推移を見守りたいと考えているところでございます。

引き続き、犯給制度の適切な運用には努めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○太田議長　ありがとうございました。

それでは、また正木構成員からもう一つ、厚生労働省に、施策番号37に関連して、休暇制度についての質問がありますので、お願いいたします。

○正木構成員　休暇制度についての質問なんですけれども、この休暇制度というのは大変重要だと思っています。ただ、地方において、皆さん、これがあまり導入されていないということで不満を持っている方が非常に多いというのが私の肌感覚でございます。そこで、企業においてどの程度導入されているのかという御質問です。

それから、資料２の施策番号37のところに周知はいろいろ書いてあったんですけれども、啓発についてあまり書かれていなかったように思いまして、やはり周知だけでは導入がなかなか進まないのではないかと。やはり重要な制度で、被害者の不満も多いというところから、もう少し積極的に各企業さんで導入していただくために啓発について御検討いただきたいと思いましてこの質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

○太田議長　厚生労働省、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官　厚生労働省でございます。まずもって、先生御指摘のとおり、犯罪被害者の方々の被害回復のための休暇制度については、我々としても大変重要な制度であると認識しているところでございます。お尋ねのございました休暇制度の導入状況について申し上げさせていただきますと、これ全体、日本国内の企業全体の数でいいますと、約2,600社に対して調査した結果でございますけども、令和４年４月時点でこの導入をしている企業の割合については0.8％にとどまっている状況でございます。他方で、これは同じ調査でございますけども、導入を検討している

企業というのも16％あるということでございまして、私どもとしましては、まずはこうした導入を検討している企業において確実に導入されるように、普及啓発に努めていかなければならないと考えているところでございます。

また、この制度についての啓発についてのお尋ねもございました。大変難しい御質問だと認識しておりますが、現状どういったことをやっているかということについて本日は御報告させていただきますと、まずは犯罪被害者の被害回復のための休暇の制度について、様々な事例を収集させていただきまして、事例集を作成して配布させていただくといったような取組、あるいは、実際導入する場合には、企業の中での労使のほうで御相談いただいた上で、最終的に企業の就職規則のほうに入れていただくということが必要になりますけども、就業規則の実際の規程例を記載したリーフレットを作成して配布するといったような取組、それから、まさに犯罪被害者の被害回復のための休暇制度を導入することの意義ですとか、あるいは必要性について、実際に導入されている企業へのインタビューの動画を作成しまして、そちらについてポータルサイトに掲載して周知をさせていただくといったような取組をさせていただいているところでございます。

引き続き、労使に対してということになりますけども、休暇制度の導入について、様々なツールを活用しながら促しをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上になります。

○太田議長　よろしいですか。

○正木構成員　どうもありがとうございました。

○太田議長　それでは、第１章が以上でございまして、次、第２章の「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」に関する質問で、正木構成員から文部科学省へ、施策番号53に関連して、学校に通えなくなった被害児童についての質問がございます。

○正木構成員　犯罪被害者ないしは兄弟姉妹とか親族が学校に行けなくなった場合に、犯罪被害者特有の問題があると思うので、一般的にそのようなことについてどんな対応、施策を考えているのかという質問と、特に心のケアの問題なんですが、やっぱり犯罪被害者は一般の不登校とは違う心のケアの必要性があると思うんですね。その辺り、どのようなことを考えておられるのか。

それから、特に学校に行けなくなった場合に、教育を受ける権利が侵害されて授業に遅れてしまうということが生じるわけで、この辺り、授業に遅れないようにするために、犯罪被害者に特化した検討が必要ではないかと思っています。それで、これもやっぱり通常の不登校とはまた違った見地から検討しなければならない問題があろうかと思っています。地方の教育委員会の教育行政を見ていると、割と不登校と一緒の施策でやろうとしているところが多いということと、特に教育を受ける権利をどう保障するかについては、学校で教育するのが本来の教育の姿だということを教育委員会おっしゃるところが多くて、どうしても学校へ行くように仕向けて教育を受けるというような方向性になりがちなところがあります。そうすると、かえって二次的被害を生じるというようなこともございます。で

すので、教育を受ける権利、学校教育に遅れないようにするために、やはり被害者に特化した、また、被害者の家族等に特化した施策が必要だと思っておりまして、その辺り、文科省でどう考えておられるのか、そして文科省の考え方が、きちっと教育委員会に伝わっているのかどうか、その点お尋ねしたいと思って質問しました。よろしくお願いします。

○太田議長　文部科学省、よろしくお願いいたします。

○文部科学省大臣官房総括審議官　御質問ありがとうございます。御指摘いただきましたように、被害者に特化した対応ということを考えたときに、現状、心のケアを含めて、学校本来の教職員だけでの対応が難しいところがございますので、先ほども申し上げたんですけれども、専門家のお力を借りながら対応するという方向で対応しております。具体的には、心の専門家としてのスクールカウンセラーですとか、一方で福祉の専門家でありますスクールソーシャルワーカーとか、そういう外部の専門家の皆様のお力を借りて対応していこうということで、こういった皆さん方の配置を拡充しています。例えばスクールカウンセラーですと、全公立小中学校で活用可能な形の予算措置をさせていただいたり、更なる配置拡充に努めているということがございます。

　また、学校に来られないというときに、それぞれ御事情があろうかと思いますけれども、例えばなんですけれども、今、１人１台端末をお配りして、それで学習ができるような取組も小中学校でやっておりますので、そういう活用ということもあろうかと思います。学校に来られないというだけで不利に扱わないような対応もさせていただいているかとは思いますけれども、更にどういうことが考えられ、どういうことが必要かというのは、今後の課題とさせていただきたいと思っております。現状ではそのような対応させていただいているところでございます。

○太田議長　それでは、同じ文部科学省に対して伊藤構成員からも質問がございますので、お願いいたします。

○伊藤構成員　今のお話にもありましたけれども、文部科学省としては、スクールカウンセラーなりスクールソーシャルワーカーを十分に配置するようにしているというようなお話でした。聞くところによると、なかなかスクールカウンセラーも個々の学校に配置されているわけでないので、機能しているかと言われると、そうでない場合も多いようだということでした。それから、スクールソーシャルワーカーに関しては、数年前のことですが、犯罪被害に関する研修とかを受けたことありますかとお尋ねしたら、いや、そういうことなかったですねといった返事でした。ですので、教育現場はいじめや自殺対策で忙しくて、そちらに目が行っていて、今、犯罪被害に特化したというお話もありましたけれども、その点に向けての対応がちょっと手薄じゃないかなというのが私の印象です。例えば、性被害直後の対応、それから性被害に遭った生徒の支援とかいうことに関して、ほとんど研修的なことを実施していることはないのが実情でないかなと思います。ここではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象にしたということでいいのですが、その点、どのような実態にあるのかということと、それから今後こういった研修を実施するこ

とを検討されているか、その点伺いたいと思います。お願いいたします。
○太田議長　お願いいたします。
○文部科学省大臣官房総括審議官　ありがとうございます。研修についてのお尋ねと存じますけれども、先ほどの全体的な御説明の中では、昨年９月に教育相談体制の連絡協議会を開催させていただいたという話は差し上げたんですけれども、その中で、内閣府で作成されたこども・若者の性被害防止のための取組、それについてのパンフレットの配布説明をさせていただくなど、その時々で重要と思われるようなことについては、いろんな形で研修の中に取り込んでいただくような形で進めさせていただいております。また、この会議自体は今回オンラインで開催しております。従来は生徒指導の担当教員とか、養護教諭の皆さんが対象になっておるんですけれども、オンラインにしたことによって、スクールカウンセラーの方、スクールソーシャルワーカーの方にとっても参加しやすい環境になったと思っております。
　御指摘いただいたように、スクールカウンセラーが各校に常駐しているのかというと、実態としてはそこは難しくて、週に何時間、各学校に行っていただくというようなローテーションの仕方をしているというのが一般的でございますので、常におられるわけではないということなんですが、そういった協議会の持ち方、そのほか様々な研修でもって御指摘のようなことについて対応できるように考えてまいりたいと思っております。
○伊藤構成員　ありがとうございます。ぜひ犯罪被害に特化した研修プログラムを、文科省はお得意だと思いますので、考えていただいて、教育現場のこどもに関わる教職員が受けられるようなことを考えていただけたらと思います。ぜひ実行に移していただけたらと思っております。お願いいたします。
　以上です。
○太田議長
　次、厚生労働省に対して正木構成員から、施策番号58に関連して、ＳＡＮＥ（性暴力対応看護師）のことについて御質問お願いいたします。
○正木構成員　ＳＡＮＥ（性暴力対応看護師）のことなんですけれども、厚生労働省のほうで、施策番号58のところで、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進するとうたわれているんですけれども、推進する前に、ＳＡＮＥの活用の実態、それについてお伺いしたいということで質問をさせていただいております。どうぞよろしくお願いします。
○太田議長　厚生労働省、お願いいたします。
○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官　ありがとうございます。厚生労働省でございます。まず御指摘ありましたＳＡＮＥ（性暴力対応看護師）についてでございますけども、こちらの看護師については、日本フォレンジック看護学会が認定しているものでございまして、当省では所管してないということもあって、申し訳ないんですけども、その人数ですとか具体的な病院等への配置状況については把握ができてないと

ころでございます。ちなみに、日本フォレンジック看護学会のホームページを拝見いたしますと、2023年10月時点において全国で124名の方が登録をされているということのようでございます。

いずれにしましても、厚労省としては、看護師の専門性をどう性犯罪の方々の対応に生かしていくかというところは大変重要な指摘であると考えておりますので、引き続き、周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○太田議長　ありがとうございます。

続きまして、警察庁に正木構成員から、施策番号77、78に関連して、再被害防止措置の統計についての御質問がございます。

○正木構成員　警察における再被害防止措置の推進について、制度開始以来の情報提供対象者のうち、性犯罪の再犯の疑いで検挙された人数、有罪が確定した件数について御回答ください。また、制度開始以来の再被害防止対象者に指定された者の人数、再被害防止措置の内容についても御回答いただければと思います。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　お答えいたします。13歳未満のこどもに対する強制わいせつ等の暴力的性犯罪により服役して出所した者につきましては、平成17年の６月から令和５年の12月末までに法務省から2,636人の出所情報の提供を受けまして、そのうち230人を子供対象・暴力的性犯罪で検挙しているところでございますが、有罪が確定した件数については、警察庁では残念ながら把握をしていないというところでございます。なお、令和５年７月の刑法改正を受けまして、対象年齢を13歳未満から16歳未満に変更したところでございます。

また、再被害防止対象者に指定された人数ということでございますが、令和４年末時点で1,349人が指定されているという状況でございます。同措置の内容につきましては、個別事案ごとに異なるところがあるというところで一概には申し上げられませんけれども、一般的には関連情報の収集、非常時の通報要領、あるいは自主警戒等についての防犯指導、必要に応じた加害者への指導警告等の措置を行っていると承知をしているところでございます。

以上です。

○太田議長　ありがとうございました。それでは、私から、施策番号192のストーカー対策に関連して、警察庁に対する質問として、県警ごとにストーカーに対する、加害者に対する一定の治療の働きかけといいますか、そういったものをやられていると思うんですけど、この実態について可能な範囲で御説明いただければと思います。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　警察庁におきましては、都道府県警察が具体的にどのような要件で対応しているかというということにつきましては網羅的に把握をしていないところでございますけれども、検挙措置あるいはストーカー規制法に基づく行政措置を講じた加害者等に対しましては、個別の事案に応じまして治療やカウンセ

リング等の働きかけを行っていると承知をしております。なお、令和４年におきましては、地域精神科医等への受診の働きかけを行ったストーカーの加害者は全国で1,149人というところでございます。また、令和５年８月から10都道府県におきまして、禁止命令等を受けたストーカー加害者全員に対して治療等の有用性を教示するなどの施策の試行を実施したところでございまして、今後の対応について検討しているところでございます。

以上です。

○太田議長　ありがとうございました。まだ全国規模ではないということでよろしいでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　そうですね。これは試行して、一旦終わって、今後の対応について検討中ということでございます。

○太田議長　どうもありがとうございました。

それでは、次、最後、第４章の「支援等のための体制整備への取組」について、警察庁に滝沢構成員から、施策番号223に関連して、「＃8103（ハートさん）」についての質問です。よろしくお願いいたします。

○滝沢構成員　「＃8103（ハートさん）」の相談件数を教えてください。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　「＃8103（ハートさん）」にどれだけ相談がなされるかについては、一概にお答えすることは難しいところではございますが、令和４年度中における着信件数につきましては約２万3,000件となっておりまして、年々増加しているという状況でございます。こちらにつきましては、ポスター、ティッシュ等を配っての広報啓発、あるいはインターネット広告等で周知を図っているところでございます。

以上です。

○太田議長　滝沢構成員、よろしいでしょうか。

○滝沢構成員　どうもありがとうございました。

○太田議長　それでは、事前に有識者の構成員からいただいた質問・意見については以上になるかと思います。残り時間もそんなにございませんけども、まだ御発言いただいていない構成員の方もいらっしゃいますので、せっかくの機会でございますので、何かこれ以外に質問・意見等があればお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員　和氣でございます。こども家庭庁に御質問させていただきたいのですけれども、児童相談所の施設運営ですけれども、私が被害者支援に携わっていたとき、縦割りで横の関係がなかなか築けなかったということもありました。それから、警察のほうに中学生が保護されて、そこから児童相談所に保護されたときがありました。そちらの児童相談所施設の中で性被害に遭ったという事例がありまして、施設の中はどのようになっているのでしょうか。24時間体制だと思うのですけれども、職員が１名だったということもありましたので、目が届かなかったとのことでしたので、しっかりと施設の中の整備や職員

の配置教育等をしていただきたいなということでお願いします。
○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）　こども家庭庁です。それは一時保護施設、要は児童相談所に附属をしている一時保護施設のことを指しておられるということでよろしいでしょうか。
○和氣構成員　一時保護施設です。
○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）　一時保護施設は、今まで実を言うと、施設の基準、職員の配置でございますとか、あるいは構造設備といったもの、こういったものについて児童養護施設の基準を準用しておりましたが、令和４年に児童福祉法の改正がございまして、今度の４月に施行されるんですが、一時保護施設についても、独自の施設の基準をきちっと省令で定めていこうということで、今、基準を地方自治体のほうにもお示しをして意見をお聞きしている段階ですので、まだちょっとファイナルは出てないんですけれども、そういった形で基準を作ったりしていこうとしております。そうした中で、夜間の体制とか、あるいは年齢とかに応じて、しっかり目が行き届くように、処遇という言い方がいいのかどうかちょっと分かりませんけど、環境を作っていこうというようなことなどにも努めていきたいと考えております。なかなか既存の建物とか、急に変えられるものではありませんが、そういった独自の基準を策定することによって環境の確保というのも図っていきたいと考えております。
○和氣構成員　児童相談所の施設内は安全で安心な場所でなければいけないと思いますので、施設内で性被害を受けてしまうと信用問題にもなりますし、被害を受けたお子さんたちも傷つきますし、保護者の方が非常にお怒りだったということがありましたので、ぜひ、その辺もしっかりとお願いしたいと思います。
○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）　そこはやはり信頼にも関わることだと思います。しっかり取り組んでもらいたいと思っております。
○太田議長　それでは、まだ本日御発言いただいていない島村構成員、何かございましたら。よろしゅうございますか。
　そうしたら、武構成員、お願いいたします。
○武構成員　警察庁に１つお願いがあります。損害賠償の状況の実態というのを調査されたと思うんですが、今回は犯罪被害者等給付金の増額につながるということを聞いているんですが、それもとても大事なことなんですが、私たちが望んでいるのは、国の立替払いなんですね。それをしっかり国が被害者に代わって加害者から回収するというのをすごく望んでいるんです。それにつなげていただきたいなと思っています。忘れないでほしいと思って、お願いしたいです。
○太田議長　警察庁、何かございますでしょうか。
○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）　御意見ありがとうございます。今おっしゃられた辺りにつきましては、現在も有識者検討会ということで、犯給制度の抜本的な見直しという中で全体として検討いただいているところでございます。しっかり議論が

前に進むように取り組んでまいりたいと思います。どうも御意見ありがとうございます。
○太田議長　よろしいでしょうか。
○武構成員　ありがとうございます。やっぱり加害者が痛みを感じないといけないと私たちは思っているので、ぜひお願いします。
○太田議長　それでは、予定した時間も過ぎておりますので、まだ御質問・御意見等もあろうかと思いますが、その場合には事務局にお寄せいただければと思います。後ほど事務局から御連絡させていただきます。
　関係府省庁の皆様におかれましては、ただいまの構成員からの意見等を踏まえまして、引き続き、第４次基本計画に盛り込まれた様々な施策や推進会議決定の取組について着実に適切に推進をお願いしたいと思います。
　それでは、最後に事務局からお願いいたします。
○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）　事務局でございます。太田議長からもお話がございましたが、本日の会議で十分に御発言できなかった御質問・御意見につきましては、また後ほどフォーマットなどメールでお知らせさせていただきますので、そのときにいただければと思っております。
　また、次回の会議でございますが、日程等につきましては、また改めて事務局から連絡させていただきたいと思います。
　事務局からは以上です。
○太田議長　それでは、これをもちまして、第42回基本計画策定・推進専門委員等会議を終了いたします。本日はありがとうございました。